

申立時に必要な収入印紙・郵便切手等一覧表(主なもの)

札幌家庭裁判所(本庁) R5.10.1現在

郵便切手については、当事者多数の場合及び事案により、増額又は減額して提出していただくことがあります。  
また、取扱庁によって提出していただく額が異なる場合があります。

事 件 名 (審 判)	収入印紙	郵便切手											合 計	登 記 用 収入印紙	官 報 公 告 料 (申立時持参不要)
		500円	350円	100円	94円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円			
後見開始	800円	2	1	7		12		6	5	2		5	3243	2600円	
保佐開始	800円	4	1	7		13		6	5	3		5	4332	2600円	
補助開始	800円	4	1	7		13		6	5	3		5	4332	2600円	
保佐人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円		1			8				4			1062	1400円	
		※開始審判と同時申立の場合は不要													
補助人の同意を要する行為の定め (民13(1)の範囲内)	800円		1			8				4			1062	1400円	
		※開始審判と同時申立の場合は不要													
補助人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円		1			8				4			1062	1400円	
		※開始審判と同時申立の場合は不要													
未成年後見人選任	800円	2				12			12			10	2138		
成年後見人等の選任	800円		1	1		8			9				1212		
成年後見監督人等の選任	800円		1			3							602		
成年後見人等の辞任	800円		1			5			4				810	1400円	
成年後見人等の解任	800円	2		1		9			5				1906		
居住用不動産の処分許可	800円					1			1				94		
郵便物等の配達の囑託・その取消変更	800円	2		1		3			1				1362		(囑託先が1増えるごとに84円を追加)
火葬等の契約、相続財産保存行為許可	800円					1							84		
成年後見人等に対する報酬付与	800円					1							84		
任意後見監督人選任	800円	2	1	7		12		6	5	2		5	3243	1400円	
不在者財産管理人選任	800円	2		2		8			10			10	1982		
権限外行為(不在者財産管理人)	800円					1			1				94		
失踪宣告	800円	2		1		20			8				2860		4816円
子の氏の変更	800円					1									子の人数×84円(さらに追加の場合あり)
養子縁組	800円					5			4				460		
死後離縁	800円	2		1		7			3				1718		
(1)特別養子適格の確認(第1段階の審判)															
①養親となる者の申立ての場合	0円												2888		
②児童相談所長の申立ての場合	800円	4		2		7			10						左の内訳に加え住所が判明している実父母1人につき500円×2、100円×1、84円×2、10円×2を追加
(2)特別養子縁組の成立 (第2段階の審判)	800円	4		2		7			10				2888		
特別代理人選任	800円					6			3						左の内訳×子の人数分(さらに追加の場合あり)
扶養義務の設定	800円					5									申立人以外が候補者の場合は1634円を追加 (内訳:500円×2、100円×1、84円×6、10円×3)
氏の変更	800円	2		1		4			3				1466		
名の変更	800円					3							252		
就 籍	800円	2		4		12			3				2438		
戸籍訂正	800円	2		1		11			3						左の内訳に加え申立人が増えるごとに1204円を追加 (内訳:500円×2、100円×1、84円×1、10円×2)
性別の取扱いの変更	800円	2		1		5			3				1550		
保護者選任	800円					3									申立人以外が候補者の場合は84円を追加
保護者の順位変更	800円					3									申立人以外が候補者の場合は1194円を追加 (内訳:500円×2、100円×1、84円×1、10円×1)
保護者の改任	0円					6							504		
相続の承認・放棄の期間延長	800円					3							252		
限定承認	800円					3									左の内訳×相続人の人数
相続放棄	800円					3							252		
相続財産清算(管理)人選任	800円	2		2		8			10			10	1982		5075円 ※管理人選任の場合は 官報公告料不要
権限外行為(相続財産清算(管理)人)	800円					1			1				94		
特別縁故者に対する財産の分与	800円	4		2		5			8			10	2710		
遺言の確認	800円	2		1		10			11				2050		
遺言書検認	800円					1									左の内訳×申立人・相続人・知れたる受遺者の人数分
遺言執行者選任	800円	2		1		7			2				1708		
遺言執行者報酬付与	800円					1							84		
遺言執行者の解任	800円	2		1		3			7						左の内訳に加え相続人×84円
遺言執行者辞任許可	800円					6							504		
推定相続人廃除	800円	4		2		12			7				3278		
遺留分放棄許可	800円					6							504		
遺留分の算定に係る合意の許可	800円	2		1		2			3						左の内訳に、申立人を除く推定相続人全員分×{1194円+書 面照会用普通郵便切手}を加える。

事 件 名 (調 停)	収入印紙	郵便切手											合 計	登 記 用 収入印紙	官報公告料 (申立時持参不要)
		500円	140円	100円	94円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円			
夫婦関係調整	1200円		1		1	6			5		5		798		
慰謝料	1200円		1		1	6			5		5		798		
親族関係調整	1200円		1		1	6			5		5		798		
離縁	1200円		1		1	6			5		5		798		
遺留分減殺 (遺留分侵害額・物件返還請求)	1200円		1		1	6			5		5		798		
婚姻費用分担	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
養育費	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
子の監護者の指定	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
子の引渡し	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照 子の監護者の指定と一緒に1通で申し立てる場合は郵便切手不要	
面会交流	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
財産分与	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
祭祀承継者の指定	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
親権者変更	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
扶養	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
遺産分割	1200円		1	2		5	1		6	2			左の内訳×相手方の人数分+1円×10枚(固定) 注2)参照		
寄与分	1200円		1		1	6			5		5		798	注1)参照	
特別の寄与に関する処分	1200円		1	2		5	1		6	2			左の内訳×相手方の人数分+1円×10枚(固定) 注2)参照		
養子縁組無効	1200円		1		1	6			5		5		798		
協議離婚無効確認	1200円		1		1	6			5		5		798		
嫡出否認	1200円		1		1	6			5		5		798		
親子関係不存在確認	1200円		1		1	6			5		5		798		
認知	1200円		1		1	6			5		5		798		
請求すべき按割合に関する処分(離婚後に請求する場合)	1200円		1		1	6			5		5		798	(審判)調停分に1194円×2組を追加	

注1) 審判の場合は、郵便切手がさらに「(1194円(内訳:500円×2、100円×1、84円×1、10円×1)×告知者数)+(10円×告知者数)+(84円×4)」が必要となります。

注2) 審判の場合は、郵便切手がさらに「1204円(内訳:500円×2、100円×1、84円×1、10円×2)×告知者数」が必要となります。

事 件 名 (訴 訟)	収入印紙	郵便切手											合 計	登 記 用 収入印紙	官報公告料 (申立時持参不要)
		500円	140円	100円	94円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円			
離婚	[離婚請求(算定不能=160万円相当)収入印紙13000円+附帯処分1件につき1200円]	8		12		10	4	20	20	4	10		6880		
婚姻の無効及び取消し		8		12		10	4	20	20	4	10				
協議離婚の無効及び取消し		8		12		10	4	20	20	4	10				
婚姻関係の存否確認		8		12		10	4	20	20	4	10				
嫡出否認		8		12		10	4	20	20	4	10				
認知・認知の無効及び取消し		8		12		10	4	20	20	4	10				
父を定めることを目的とする訴え		8		12		10	4	20	20	4	10				
親子関係・養親子関係存在・不存在確認		8		12		10	4	20	20	4	10				
養子縁組の無効及び取消し		8		12		10	4	20	20	4	10				
離縁・協議離婚の無効及び取消し	8		12		10	4	20	20	4	10					
人訴の原因事実によって生じた損害賠償 (不貞相手に対する慰謝料)	訴額による	8		12		10	4	20	20	4	10				

事 件 名 (控訴・即時抗告)	収入印紙	郵便切手											合 計	当事者の数
		500円	140円	100円	94円	84円	50円	30円	20円	10円	2円	1円		
人事訴訟事件	原審の1.5倍	8		5		5	5		5	5	5		5330	2名
審判事件	審判事件で納付した額の1.5倍	4		5		7	3		5	7	2		3412	2名

注1) 訴訟代理人弁護士の有無を考慮することを要しない。

注2) 控訴事件は1名増すごとに計2524円を追加する。内訳500円×4、100円×2、84円×1、50円×3、20円×3、10円×3

注3) 即時抗告事件は1名増すごとに計1498円を追加する。内訳500円×2、100円×2、84円×2、50円×1、20円×2、10円×4